

令和元年度 在宅介護支援センター訪問調査の結果報告について

1. 調査の概要

(1) 日程及び訪問先

合計9か所を訪問

7/3(火)	3か所	葛飾、薬円台、八木が谷
7/4(木)	3か所	高根・金杉、夏見、海神
7/10(水)	3か所	湊町、三咲、松が丘

(2) 訪問者

4～6名(包括支援課3～4名、直営地域包括支援センター1～2名)

(3) 主な調査内容

平成30年度の実績及び令和元年度の事業計画について

<評価の視点>

- ①身近な相談窓口
- ②地域のネットワーク構築
- ③地域包括支援センターの協働機関

2. 訪問調査の結果について

(1) 身近な相談窓口

① 相談件数等について

○在宅介護支援センター相談実績

年度	H28	H29	H30
在宅介護支援センター設置数(箇所)	19	19	19
相談延べ件数(件)	20,555	18,055	19,070

○地域包括支援センター相談実績

年度	H28	H29	H30
地域包括支援センター設置数(箇所)	10	10	10
相談延べ件数(件)	35,968	45,104	42,022

相談件数については、前年度と比較し、地域包括支援センター（以下「包括」という。）は減少となったが、在宅介護支援センター（以下「在支」という。）は増加となった。

相談の内容としては、介護の申請やサービスについての相談が最も多い傾向にあるが、近年では複数の問題を抱えるケースの相談が入ってくることも増えており、在支や包括だけでなく、他の関係機関との連携を図りながら支援する必要があるケースも増えている状況であった。

なお、本人や家族からは、介護の申請やサービスについての相談が多い傾向にあり、一方民生委員や地区社会福祉協議会等の地域関係者からの相談は、在支として継続的に関わっていく必要があるケースの相談が多い傾向にあった。

在支としては、潜在化している支援が必要な高齢者や自ら SOS を発信できない高齢者等をいかに早期に把握し、適切なサービスや制度へとつないでいくことが重要である。そのためには、在支の役割や機能について、継続して市民へ周知していくことに加え、民生委員や地区社会福祉協議会等の地域関係者との連携を強化していくことが必要である。

実際に、訪問調査を行ったいずれの在支においても、同様の認識のもと、地域へ積極的に出向くことに重きを置いて活動しているものであった。

②在宅介護支援教室

○在宅介護支援教室開催実績

年度	H28	H29	H30
在宅介護支援センター設置数(箇所)	19	19	19
在宅介護支援教室開催回数(回)	75	89	80

在宅介護支援教室は、高齢者ができる限り要介護状態にならずに健康で生き生きとした生活を送れるよう支援する観点から、市民を対象に開催する教室であり、各在支においては年1回以上開催することとしている。

その内容としては、高齢者を支援(介護)する家族等が適切な介護知識・技術を習得することや、外部サービスの適切な利用方法を習得することにつながるものに加え、高齢者本人がセルフマネジメントを行ううえで必要な知識等の習得につながるものについて情報提供及び周知を図るものである。

在宅介護支援教室の内容や規模、開催回数などは、在支によって様々であり、地域の実情に応じた教室が開催されているものであった。

在宅介護支援教室を開催することは、介護者支援及び介護予防の普及啓発につながることはさることながら、在支の存在の周知及び地域との関係を構築できる有効な機会である。

また、教室への参加をきっかけに、在支への相談を通じて介護サービスにつながるなど、支援が必要な高齢者の情報収集の場にもなりうるため、地域の潜在的なニーズを把握する有効なツールとしても活用することができる。

(2)地域のネットワーク構築

①地域ケア会議

○地域ケア会議に関する実績(地域包括支援センターの実績を含む)

年度	H28	H29	H30
地域ケア会議設置数(か所)	24	24	24
全体会議(回)	100	101	101
個別ケア会議(回)	50	67	102
地域ケア会議を主体とした講演会(回)	9	11	10
認知症高齢者徘徊模擬訓練(回)	5	7	9

地域ケア会議は、個々の高齢者が抱える地域の課題を検討する「全体会議」と高齢者の個別具体的な支援策の検討を行う「個別ケア会議」で構成され、いずれも包括及び在支が事務局を担っている。

「全体会議」は、町会・自治会会員や民生委員、地区社会福祉協議会会員等の「地域関係者」と医療関係者や介護サービス事業者、地区担当保健師等の「専門職」が構成員となり、その地区の地域課題を話し合い、解決に向けた取り組み(地域づくり)について検討していくものである。(年4～6回の開催)

「個別ケア会議」は、支援対象者に直接関係がある者が集まり、支援者それぞれがもつ情報を共有し、問題を整理のうえ、支援方策について検討していくものである。(随時の開催)

昨年度における全体会議では、各地区年4～6回以上開催し、その中で地域課題への取り組みとして、認知症や地域づくりに関する地域住民向けの講演会や認知症高齢者徘徊模擬訓練、地域関係者と介護事業者との交流会などを企画するなど、それぞれの地区の地域の実情に合わせた様々な取り組みが展開された。

個別ケア会議については、前年度に比べ開催回数が大きく増加する結果となった。

平成29年度より、地域ケア会議における圏域の統括的な役割を担っている直営包括の担当者及び包括支援課にて、地域ケア会議を推進することを目的とした会議体を設置し、その中で個別ケア会議の推進を図るための課題を整理し、運用方法や書式の見直し、目標の共有などを行ってきた。また、それに対応して、各包括・在支が会議の開催を強く意識しながらケース支援を行っていたことが、この結果につながったものと思われる。

個別ケア会議を開催するうえでは、場所の確保や出席者の調整、会議での論点整理や大まかな方向性の検討等、一定の手間は生じるものだが、会議を開催することによって得られる効果も大きい。

今年度についても、各地区において個別ケア会議が着実に開催していけるよう環境整備に努めていく。

②民生委員との連携

民生委員は、包括及び在支の相談協力員として位置付けており、ケース支援において日頃から密接な連携を図っている。

原則として、在支は地区民生委員協議会(以下「地区民協」という。)の定例会に毎回参加することとしており、その中で在支の活動の周知を図るとともに、会議の前後で情報交換することや相談を受けること等を通じて、連携体制の構築に努めている。

しかし、地区によっては、なかなか定例会に参加できていない状況であったため、本年5月に開催された船橋市民生児童委員協議会理事会に包括支援課が出席し、包括及び在支が地区民協の定例会に参加させていただきたい旨の申し入れを行った。

多くの理事(地区会長)の方々からは、包括及び在支との連携の必要性について力強いご意見をいただき、相互に良い協力体制を築いていこうという共通理解を図ることができた。

今回の訪問調査でその後の状況を確認したところ、地域差はあるものの、地区民協との連携が図りやすくなったとの声が聞かれた。

地域の最前線で地域住民の生活状態を把握し、相談援助業務を担う民生委員の活動との連携を図ることは、在支業務を行っていくうえで必要不可欠であり、引き続き密接な連携体制が構築できるよう信頼関係の構築に努めていく必要がある。

特に本年11月末をもって、民生委員の現任期(3年)が満了となり、一斉改選されるため、新任の民生委員の方に対しては、積極的にコミュニケーションを図り、何かあればすぐに在支の相談してもらえよう体制を築いていくことが重要である。

(3)地域包括支援センターの協働機関

在支の専従・常勤職員は、包括のスタッフとして位置づけており、密接な連携を図ることが期待される。

包括の強みは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の三職種がおり、チームアプローチが可能であること、在支の強みは、地域の身近な相談窓口として、地域活動で得た地域とのネットワークを有していることである。

包括及び在支のそれぞれが有する強みを活かしながら、有効な連携が図れているものであり、包括からの評価も良好で、協働機関として十分に機能しているものであった。

しかし、包括と在支では、市民からの知名度も異なり、包括と在支の関係性やその機能などについて正しく認識されていない現状もみられるとの声もあることから、市としては包括及び在支の一体的な周知を図っていくことが課題である。

(4)その他

①船橋市における高齢者の総合相談窓口の設置体制について

全国的に見ても、在支を設置している市町村は少ない。

これは、平成18年度に包括が制度化されたことを契機に、多くの市町村において在支を廃止し、包括への移行を図っているからである。

本市では、市を5つのブロック(圏域)に分け、さらに24の地区コミュニティに分けており、圏域単位には直営包括を設置し、地区コミュニティ単位には委託包括または在支を設置しているところであるが、当該体制の意義及びメリットとしては大きく二つに整理される。

一つは、包括及び在支にとって連携が欠かせない地域福祉団体との連携が図りやすいという点である。

前記のとおり、本市では地区コミュニティ単位に委託包括または在支を設置しているところであり、言い換えれば、各地区コミュニティに1か所は必ず高齢者の総合相談窓口を設置されているということである。これは、24地区単位で動いている地区連絡協議会(町会・自治

会)、地区民協(民生委員)及び地区社会福祉協議会との連携を図るうえで大きな強みであり、それによりこれまで築きあげてきた関係性は、本市の大きな財産である。

二つ目は、要支援者から要介護者までをカバーする体制がとれる点である。

包括は要支援1・2の方のケアプランを作成することとなっており、在支は要介護1～5のケアプランを担当する居宅介護支援事業所を必ず併設している。

例えば、包括が高齢者を支援している中で、要介護の申請につなぎ、要介護の認定があった場合、包括では要介護のケアプランを持つことができない。その場合は、地域の居宅介護支援事業所へつなぐこととなるが、当該ケースがいわゆる“支援困難ケース”であった場合、対応できる事業所は限定されるため、在支併設の居宅介護支援事業所がその部分を担うことができるのは、スムーズな切れ目ない支援につなぎやすくなる。

今回の訪問調査において、包括及び在支からの聞き取りにおいても、上記2つのメリットが機能していることを再確認することができた。

②在宅介護支援センターの設置場所について

平成25年度より在支の機能強化策の一環として、地域住民がアクセスしやすい場所への事業所の移転を進めているところだが、今後も、地域住民にとって身近に相談できる開かれた窓口とするため、施設内にある在支やアクセスしづらい場所にある在支等については移転に向けて引き続き協議していく必要がある。

3. 今後の対応について

○個別ケア会議の推進

平成30年度は、個別ケア会議の開催に着実に結びつけることができた。引き続き、市全体で事例やノウハウの共有を図ること、また事務局担当者向けの研修会の開催等を通じて、各地区での着実な会議の開催に結び付けられるよう支援していく。

○地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの一体的な周知について

包括及び在支の一体的な周知に努めていく。具体的には、各種媒体に掲載している包括及び在支の一覧について、それぞれ個別の一覧とするのではなく、一体的な一覧に移行していく。

また、これまで作成していた包括の啓発パンフレットについては、包括及び在支の啓発パンフレットに一新し、一体的に周知を図っていく。

以上